

投薬依頼書及び同意書（1回分）

あびこ菜の花保育園 園長様

次の児童については、医師と相談の結果、指示により、やむを得ず、園での保育時間中における投薬が必要となりました。

つきましては、保護者の責任において保育園での園児に対する投薬を下記により、行っていただきたく依頼いたします。尚、服用時間の遅れ、あるいは投薬できなかった場合も医療現場ではなく、保育現場であることを理解し上記の理由に同意致します。

依頼日 令和 年 月 日

保護者名 _____

クラス名	組 園児名		
医療機関名・		処方日	令和 年 月 日
病名・症状			
薬の種類 紛薬（ 包）水薬・錠剤（ 錠）・その他	体調の特記事項		
服用時間	・食前・食間食後・その他の時間（ ）		

〔注意事項〕 詳しくは裏面を確認してください。

1. 依頼の初日に処方箋あるいは投薬説明書（写し）を必ず添付して下さい。ない場合は投薬不可。
2. 投薬説明書（写し）の日付が古い場合は投薬不可。
3. 今回の病気で処方された薬のみお預かり致します。
4. 薬はシロップも含め、毎回一回ずつにし、容器や袋には必ず園児名を記載して下さい。
5. 保護者の署名のない依頼書はお預かりできません。
6. 必ず職員に手渡しして下さい。手渡しがない場合、投薬不可（バックカバンに入っている場合も分かりません。）
7. 座薬、市販の薬は投薬できません
8. 市販の薬や頓服的な解熱剤、ネブライザー吸入器による吸入は原則としてお預かりできません。

投薬者 _____

投薬記録書

様

令和 年 月 日	受け取った人	投薬した人

投薬依頼書及び同意書（1回分）

あびこ菜の花保育園 園長様

次の児童については、医師と相談の結果、指示により、やむを得ず、園での保育時間中における投薬が必要となりました。

つきましては、保護者の責任において保育園での園児に対する投薬を下記により、行っていただきたく依頼いたします。尚、服用時間の遅れ、あるいは投薬できなかった場合も医療現場ではなく、保育現場であることを理解し上記の理由に同意致します。

依頼日 令和 年 月 日

保護者名 _____

クラス名	組 園児名		
医療機関名・		処方日	令和 年 月 日
病名・症状			
薬の種類 紛薬（ 包）水薬・錠剤（ 錠）・その他	体調の特記事項		
服用時間	・食前・食間食後・その他の時間（ ）		

〔注意事項〕 詳しくは裏面を確認してください。

1. 依頼の初日に処方箋あるいは投薬説明書（写し）を必ず添付して下さい。ない場合は投薬不可。
2. 投薬説明書（写し）の日付が古い場合は投薬不可。
3. 今回の病気で処方された薬のみお預かり致します。
4. 薬はシロップも含め、毎回一回ずつにし、容器や袋には必ず園児名を記載して下さい。
5. 保護者の署名のない依頼書はお預かりできません。
6. 必ず職員に手渡しして下さい。手渡しがない場合、投薬不可（バックカバンに入っている場合も分かりません。）
7. 座薬、市販の薬は投薬できません
8. 市販の薬や頓服的な解熱剤、ネブライザー吸入器による吸入は原則としてお預かりできません。

投薬者 _____

投薬記録書

様

令和 年 月 日	受け取った人	投薬した人

『保育園における児童への投薬』

保育園における児童への投薬は法律の定める「医療行為」になる為、保育士は児童への投薬を行うことが出来ません。

従って、原則として保育園では薬をお預かりしないことになっています。

医師の診察を受けるときは、お子さんが現在保育園に通っていて、保育園では原則薬を飲むことができない事をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむような処方依頼して下さい。(朝、夕、寝る前 又は 朝、夕の2回の投与 等) どうしても保育時間中に薬を服用しなければならない場合は、保護者が来園して子どもへ投薬して頂くこととなります。

ただし、慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、厚生労働省の「保育所保育指針」によって、子どもの主治医または保育園嘱託医の指示書に従うとともに、保護者及び保育園相互の連携が必要ですので、保育園へ連絡して下さい。協議した上でご対応させていただきます。

『保護者が来園して子どもへ投薬することがやむを得ずできない場合』

主治医と保護者と保育園で話し合いの上、薬を服用することで通常保育が出来ると判断され、通常保育を希望される場合、保育園の担当保育士が保護者に代わって投薬します。

この場合は万全を期すため「投薬依頼書」に必要事項を記載して頂き、持参薬(「薬剤情報提供書」がある場合は添付し)と共に保育園の担当保育士へお渡し下さい。

以下の注意事項があります。

- ① 主治医の処方による薬に限ります。ただし、頓服的な解熱剤、座薬、ネブライザー(噴霧吸入器)による吸入は原則としてお預かりできません。
- ② 市販のお薬はお預かりいたしません。
- ③ 座薬の投与は行いませんが熱性けいれんの予防薬はご相談下さい。
- ④ 症状を判断しての投薬は行いません。(熱がでたら、咳がでたら、発作が起こったら、)
- ⑤ 投薬後、薬疹が出る場合(薬による副作用)はお預かりできません。
- ⑥ お薬は 保護者が担当保育士(担任担当番保育士)へ必ず手渡しして下さい。(未使用薬返却時も必ず手渡し)
- ⑦ 子どもの体調を伝え、1回ずつに分けて、名前を記入し当日分のみをお渡し下さい。
- ⑧ 薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いてしまった場合、保育園では責任を負いかねます。
- ⑨ 保育園では保育の現場であることから、緊急時は投薬時間を過ぎてしまうことがあります。投薬依頼書の同意の部分をよく読んでいただき、サインをして下さい。また、何かあった場合は、担任あるいは事務所から連絡帳での連絡、投薬記録書に記入或いは電話にてその旨をお伝え致します。投薬を依頼した日は必ず夜の分の薬を与薬する前に投薬記録書のご確認をお願い致します。

※保育園における投薬に関しその他ご質問・ご不明な点等ありましたら保育園までご相談下さい。

『保育園における児童への投薬』

保育園における児童への投薬は法律の定める「医療行為」になる為、保育士は児童への投薬を行うことが出来ません。

従って、原則として保育園では薬をお預かりしないことになっています。

医師の診察を受けるときは、お子さんが現在保育園に通っていて、保育園では原則薬を飲むことができない事をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむような処方依頼して下さい。(朝、夕、寝る前 又は 朝、夕の2回の投与 等) どうしても保育時間中に薬を服用しなければならない場合は、保護者が来園して子どもへ投薬して頂くこととなります。

ただし、慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、厚生労働省の「保育所保育指針」によって、子どもの主治医または保育園嘱託医の指示書に従うとともに、保護者及び保育園相互の連携が必要ですので、保育園へ連絡して下さい。協議した上でご対応させていただきます。

『保護者が来園して子どもへ投薬することがやむを得ずできない場合』

主治医と保護者と保育園で話し合いの上、薬を服用することで通常保育が出来ると判断され、通常保育を希望される場合、保育園の担当保育士が保護者に代わって投薬します。

この場合は万全を期すため「投薬依頼書」に必要事項を記載して頂き、持参薬(「薬剤情報提供書」がある場合は添付し)と共に保育園の担当保育士へお渡し下さい。

以下の注意事項があります。

- ① 主治医の処方による薬に限ります。ただし、頓服的な解熱剤、座薬、ネブライザー(噴霧吸入器)による吸入は原則としてお預かりできません。
- ② 市販のお薬はお預かりいたしません。
- ③ 座薬の投与は行いませんが熱性けいれんの予防薬はご相談下さい。
- ④ 症状を判断しての投薬は行いません。(熱がでたら、咳がでたら、発作が起こったら、)
- ⑤ 投薬後、薬疹が出る場合(薬による副作用)はお預かりできません。
- ⑥ お薬は 保護者が担当保育士(担任担当番保育士)へ必ず手渡しして下さい。(未使用薬返却時も必ず手渡し)
- ⑦ 子どもの体調を伝え、1回ずつに分けて、名前を記入し当日分のみをお渡し下さい。
- ⑧ 薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いてしまった場合、保育園では責任を負いかねます。
- ⑨ 保育園では保育の現場であることから、緊急時は投薬時間を過ぎてしまうことがあります。投薬依頼書の同意の部分をよく読んでいただき、サインをして下さい。また、何かあった場合は、担任あるいは事務所から連絡帳での連絡、投薬記録書に記入或いは電話にてその旨をお伝え致します。投薬を依頼した日は必ず夜の分の薬を与薬する前に投薬記録書のご確認をお願い致します。

※保育園における投薬に関しその他ご質問・ご不明な点等ありましたら保育園までご相談下さい。